

申 入 書

平成20年1月23日

ソフトバンクモバイル株式会社 御中

内閣総理大臣認定適格消費者団体

特定非営利活動法人京都消費者契約ネットワーク

理事長 野々山 宏

(京都産業大学法科大学院教授・弁護士)

(連絡先)

〒604-0847

京都市中京区烏丸通二条下ル秋野々町529番地

ヒロセビル5階

TEL 075-211-5920 / FAX 075-251-1003

当NPO法人は、不特定かつ多数の消費者の利益の擁護を図ることを目的として、消費者、消費生活相談員、学者、司法書士及び弁護士らで構成し、2007年12月25日に消費者契約法13条の内閣総理大臣の認定を受けた適格消費者団体です。

当NPO法人は、貴社が携帯電話に関する未成年者との契約にあたっての、契約締結の基準や法定代理人の同意の取得方法について検討しましたので、その検討結果を基に、貴社に対し、下記のとおり申し入れます。なお、この申し入れは、消費者契約法12条あるいは41条1項に基づく請求ないし申し入れではなく、消費者団体の活動としての申し入れであることを、念のため申し添えます。

つきましては、本申し入れに対する貴社の対応について本書到達後2週間以内に文書でご回答ください。回答の有無及び回答内容は公表する可能性があることを申し添えます。

第1 申し入れの趣旨

- 1 未成年者が親権者の同意を得て契約当事者となることが出来る年齢を18歳以上とし、18歳未満の未成年者はたとえ親権者の同意があっても契約当事者とはなれないとするよう求める。
- 2 実際はなかった親権者の同意を作出して契約した場合において、それを発見した親権者からの未成年者取消を認めるべきである。

- 3 契約締結後において、法定代理人である親権者からの契約内容の変更（解約、通信の停止、利用内容の変更など）の申出に対して、速やかにこれを承諾して対応するよう求める。それをできないとしている同意書の記載を改めるよう求める。
- 4 親権者の同意書に記載されている、親権者の未納代金支払い努力義務条項は削除するよう求める。

第2 申し入れの理由

- 1 未成年者の携帯電話の利用については、犯罪やいじめのきっかけや手段にされたり、利用料が予想外に高額になるなどの問題点が指摘されている。携帯電話利用の未成年者の契約において法定代理人の同意を得る手続について、法定代理人の意思確認が十分でなく、法定代理人の知らない間に未成年者の携帯電話に関する契約が締結されている相談が寄せられ、これらの相談においては法定代理人の意思確認手続だけでなく、実際には同意がないことが判明した後の対処に対しても苦情がある。

未成年者への携帯電話への普及割合は増加しており、これら未成年者の携帯電話の契約や利用については、法定代理人である親権者のコントロール権の確保が図られる必要がある。

- 2 未成年者の利用する携帯電話に関する利用契約は未成年者を契約者とする必要性はない。親権者のコントロール権の確保のためには、親権者を契約者として、携帯電話の利用を未成年者とすることが適切である。携帯電話の契約内容や料金体系の複雑さや高額になりがちな利用料金からすれば、判断能力や経済的能力が劣っている18歳未満の未成年者が契約当事者となることは、たとえ親権者の同意があったとしても適切ではない。

貴社は12歳以上であれば契約当事者として認めている。しかしながら、中学生や高校生が携帯電話利用契約に対する判断能力や料金の支払い能力が十分にあるとは到底考えられないところである。契約当事者としては、契約に関する判断能力や経済的能力が比較的高くなると考えられる18歳以上とし、18歳未満は親権者を契約当事者として契約をするべきである。

- 3 未成年者が契約者となる場合における親権者の同意は、契約者と同席又は来店してもらって行うことを原則とする貴社の事務処理を継続し、例外として同席又は来店を伴わず書面によって同意を得た場合には、必ず電話確認を行う取り扱いとするよう求める。
- 4 未成年者が、実際はなかった親権者の同意を作出して契約した場合において、それを発見した親権者から未成年者取消を求めた場合には、親権者は未成年者の代理人であるから取消を認めるべきである。貴社は、貴社の判断によって当

該契約の取消を認める場合があるとしているが、無条件でこれを認めるべきである。

- 5 未成年者を当事者とする契約が締結された後であっても、親権者の判断で解約、通信の停止、利用内容の変更などの契約内容の変更を行う必要がある場合がある。親権者は法定代理人であり、親権者のコントロール権の確保のためにも、親権者単独の契約変更の申し入れを認めるべきである。貴社の同意書にはそれができないことがあらかじめ印刷されているので、これを削除すべきである。
- 6 貴社の親権者同意書には、親権者の未納代金支払い努力義務条項が記載されている。しかしながら、未成年者を契約者としたことは、当該未成年者の経済的能力を契約者として妥当と判断したことであり、たとえ努力条項であっても親権者の信用力を期待することは不適切である。また、かかる条項の存在は事実上、法律的義務のない親権者に対する未納代金支払い請求の根拠とされたり、支払義務があるとの誤解を誘発しかねない。

親権者の未納代金支払い努力義務条項は削除されるべきである。

以上